

# 公益財団法人岡山県郷土文化財団 会員及び会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岡山県郷土文化財団（以下、「この法人」という）定款第60条第3項の規定に基づき、この法人の会員及び会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 この法人において、次の者を会員とする。

- (1) 普通会员 次条に定める会費を支払った者
- (2) 賛助会員 この法人の設立に貢献した者及びこの法人に多額の寄附又は寄贈をした者で、理事長が適当と認めた者

(会費)

第3条 この法人の普通会员は、次の会費を納入しなければならない。

会員種別	1年間	3年間	5年間
個人会員	2,500円	6,500円	10,000円
家族会員	3,000円	8,000円	12,000円
団体会員	20名までは年間30,000円 20名を超える場合は、1名につき1,500円増		

(会費の使途)

第4条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の90パーセント以内を当該年度の管理費に使用する。ただし、管理費に充当する金額について、管理費に充ててなお残余があるときは、公益目的事業に使用することができる。

(会員の特典)

第5条 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) この法人が刊行する広報誌や年次報告書などの定期入手
- (2) この法人が開催・共催するイベントや講演会などに関する情報の優先入手、割引料金での参加
- (3) 会員作品展その他この法人が会員に提供するサービス

(会員の資格喪失)

第6条 会員が次の各号の一つに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 禁治産または準禁治産の宣告を受けたとき
- (3) 死亡若しくは失踪宣告を受けたとき又は団体会員である団体が消滅したとき
- (4) 6箇月以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(退会)

第7条 会員は、この法人に対して書面（様式任意）又は口頭で退会の意思を表明し、いつでも退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(除名)

第8条 会員が、次の各号の一つに該当する場合は、事務局長の申し立てにより、理事長の了承を得て除名することができる。この場合、その会員に対し、事前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 違法行為をするなど会員として相応しくないと認められるとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(理事会への報告)

第9条 理事長は毎年1回、会員の種別及び人数その他会員の状況を理事会に報告しなければならない。

(改正)

第10条 この規程の改正は、理事会の議決を経て行う。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この規程は、この法人が公益財団法人岡山県郷土文化財団として登記した日(平成 年 月 日)から施行する。